

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
担当副会長 安部好弘

### セーフティネット保証5号の対象業種の指定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年1月1日から令和5年3月31日までを期間とするセーフティネット保証5号の対象業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせいたします。

この度指定された対象業種には、「6031 ドラッグストア」「6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）」が引き続き含まれています。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年4月10日より、対象業種に追加指定された「調剤薬局」につきましては、現在の業況動向を踏まえて、今回の対象業種の指定からは外れることになりました。「セーフティネット保証5号」の対象業種は、定期的に国の調査に基づく見直しが実施されます。経済状況の変動により、再度、「調剤薬局」が指定された場合には、あらためてご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記リンクを通じて、中小企業庁 HP をご参照いただくとともに、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、併せて貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

#### ○関連リンク

##### 【中小企業庁 HP】

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/221216\\_5gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/221216_5gou.html)

##### 【セーフティネット保証5号について】

セーフティネット保証5号は全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための制度であり、セーフティネット保証5号の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合80%）を利用することが可能となります。セーフティネット保証5号の利用に当たっては、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となりますので、お近くの市区町村にお問い合わせください。

以上